

216

年

六月廿六日

號

大正十三年五月二十三日

大阪府知事 中川

(八) 残留職工、態度
二十三名、殘留職工、事業主、指置、過當十人又、十該
又罷業職工等、急公的ナルニ肩下セズ、殊ニ何等、諒解
不得、大職工一同、名義ナシニ事業主危要求示書ナ提出
シタルコトナ憤慨シ事業主側ニ同情、意ナ表シ居ル

右及申(通)報候也

(3)

内

務 大庄水 鰯 鍛 太郎

内務省社倉局長 佐殿

警視廳 京都府兵庫 警察課長 稲垣

鈴木

大坂地方裁判所 佐藤正殿

内務大臣水 鰯 鍛 太郎

内務省社倉局長 佐殿

警視廳 京都府兵庫 警察課長 稲垣

鈴木

大坂地方裁判所 佐藤正殿

關人ル 條

(第三段一)

益野争議、慶三、六八、廣報、如クナルカ其後會社側ニ於テハ
残留職工二十名ナシニ事業繼續シ争議團ヨリノ一切申
出方極シ、弊社謹複此ノ事度々不^レ居ルナシ以テ是難難
上、大部分ハ到底勝負ナシ、慶三就職口ヨリ來ニ會議
團本部ニ集合スル文、僅々十名内外ニシテ廣報、東洋